

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和7年5月21日

広島県知事 湯崎 英彦

## 1 業務内容

### (1) 業務名

広島県緑化センター学習展示館展示等リニューアル業務

### (2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、基本設計及び実施設計業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日とし、展示物制作・設置その他付帯工事の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

### (4) 履行場所

〒732-0036 広島市東区福田町10166-2

広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園（学習展示館）

### (5) 事業予算額

93,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、内訳は以下のとおり。

ア 基本設計及び実施設計業務は、13,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

イ 展示物制作・設置その他付帯工事は、80,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルの参加資格の要件として、単独企業又は企業グループとし、単独企業による場合は（1）に、企業グループによる場合は（2）に示す要件を全て満たすものとする。

### (1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

エ 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「56B展示物」及び「56F設計」の資格を認定されている者であること。

オ 「建築工事業」の建設業許可を受けている者であること。

建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。

カ 本件調達に係る業務に類似した業務（展示物の設計・製作・設置）を誠実に履行した実績（履行中を含む。）を有する者であること。

(2) 企業グループの場合

ア 企業グループの全ての構成員が、上記(1)ア、イ、ウの要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員は、資格告示のうち、「56B展示物」又は「56F設計」の資格を認定されている者であり、企業グループ全体でいずれの資格についても認定されていること。

ウ 企業グループの構成員のうち、いずれかが「建築工事業」の建設業許可を受けていること。  
建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。

エ 企業グループの構成員が、単独又は他のグループの構成員として、本業務に参加していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県農林水産局森林保全課（広島県庁本館4階）  
電話（082）513-3694（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和7年5月21日（水）から令和7年6月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードのいずれかの方法による。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年6月13日（金） 午後5時00分

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年6月16日（月）までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

令和7年6月2日（月） 午後5時00分

ウ 説明会開催日

令和7年6月3日（火） 午前10時00分

エ 説明会開催場所

〒732-0036 広島市東区福田町10166-2

広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園（学習展示館）

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年6月30日（月） 午後5時00分

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

#### 4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県緑化センター学習展示館展示等リニューアル業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 審査日時

令和7年7月3日（木）から令和7年7月8日（火）までの間で別に指定する日時

（日時については別に通知する）

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県緑化センター学習展示館展示等リニューアル業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

令和7年7月10日（木）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

#### 5 その他

(1) 契約の締結

最優秀提案者と業務内容・委託料等について協議の上、協議が整った場合に、本件の契約担当職

員が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は、「56B展示物」又は「56F設計」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局森林保全課 (広島県庁本館4階)

電話 (082) 513 - 3694 (ダイヤルイン) ファクシミリ (082) 223 - 3583

メールアドレス [noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp)

※電子メールで問い合わせる場合は、件名に「広島県緑化センター学習展示館展示等リニューアル業務」と付し、送信後に電話にて着信の確認を行うこと。